

改正前	改正後
<p>提案基準 1 有料老人ホームの取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 平成 31 年 4 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年法律第 26 号) 第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を含む。) であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。</p> <p>(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者による特定施設入居者生活介護又は同法第 42 条の 2 第 1 項の指定地域密着型サービス事業者による地域密着型特定施設入居者生活介護が行われるもの であること。</p> <p>(2) 設置及び運営が「茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合するものであること。</p> <p>(3) サービス付き高齢者向け住宅にあつては、設置及び運営が「茨城県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する基準」に適合するものであること。</p> <p>(4) 茨城県の福祉部局及び住宅部局と十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られることが確実に判断されるもの であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 2 (略)</p>	<p>提案基準 1 有料老人ホームの取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年法律第 26 号) 第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を含む。) であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。</p> <p>(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第 41 条第 1 項の指定又は同法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第 42 条の 2 第 1 項の指定を受ける見込み であること。</p> <p>(2) 設置及び運営が「水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合するものであること。</p> <p>(3) 福祉部局及び住宅部局と十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られることが確実に判断されるもの であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 2 (略)</p>

改正前	改正後
<p>提案基準 4 廃棄物処理施設等の取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 平成 27 年 9 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 次の各号のいずれかに該当する施設に適用する。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 1 項の産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替保管施設（茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号。以下「県条例」という。）第 12 条第 1 項の指定処理施設等を含む。）</p> <p>(2) 廃棄物処理法第 14 条第 6 項の産業廃棄物処分業の用に供する中間処理施設 （県条例第 12 条第 1 項の指定処理施設等を含む。）</p> <p>(3) 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の産業廃棄物の最終処分場に付属する管理施設 （県条例第 12 条第 1 項の指定処理施設等を含む。）</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(立地)</p> <p>第 2 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>提案基準 4 廃棄物処理施設等の取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 次の各号のいずれかに該当する施設に適用する。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 1 項の産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替保管施設（茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号。以下「県廃棄物適正化条例」という。）第 12 条第 1 項に規定する指定処理施設等を含む。次号及び第 3 号において同じ。）</p> <p>(2) 廃棄物処理法第 14 条第 6 項の産業廃棄物処分業の用に供する中間処理施設</p> <p>(3) 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の産業廃棄物の最終処分場に付属する管理施設</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(立地)</p> <p>第 2 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 茨城県廃棄物対策課の事前審査を了し、廃棄物処理法若しくは県条例に基づく設置の許可又は自動車リサイクル法第 67 条第 1 項の破砕業の許可を受ける見込みであること。

(3) 積替保管施設、中間処理施設又は破砕業の施設（以下「中間処理施設等」という。）は、周辺に住宅、学校、病院等が存しないこと。ただし、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受けている場合又は周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

(申請地)

第 3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 中間処理施設等は、有効幅員 6 メートル以上の国道、県道又は市道に接していること。

(2) 中間処理施設等は、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。

(3) 中間処理施設等は、敷地の外周部に幅 5 メートル以上の緑地帯を設け、その内側に防護壁を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

(4) 管理施設は、茨城県廃棄物対策課の事前審査を了した区域内であること。

第 4～第 5 (略)

(2) 廃棄物部局との事前協議を了し、廃棄物処理法若しくは県廃棄物適正化条例に基づく設置の許可又は自動車リサイクル法第 67 条第 1 項の破砕業の許可を受ける見込みであること。

(3) 積替保管施設、中間処理施設又は破砕業の施設（以下「中間処理施設等」という。）にあつては、周辺に住宅、学校、病院等が存しないこと。ただし、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受け、又は周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

(申請地等)

第 3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 中間処理施設等にあつては、有効幅員 6 メートル以上の国道、県道又は市道に接していること。

(2) 管理施設にあつては、廃棄物部局との事前協議を了した区域内であること。

2 中間処理施設等にあつては、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。

3 中間処理施設等にあつては、敷地の外周に幅 5 メートル以上の緑地帯を、緑地帯の内周に防護壁をそれぞれ設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

第 4～第 5 (略)

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>提案基準 6 既存建築物の用途変更の取扱いについて (平成 18 年 7 月 1 日施行) 最終改正 平成 31 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略) (立地)</p> <p>第 4 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。 (1) (略) (2) セレモニーホール又は別表の C 欄に掲げる用途 (マージャン屋を除く。)へ変更する場合は、周辺の居住者から同意を得ていること。 (申請地)</p> <p>第 5 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。 (1)～(2) (略) (3) セレモニーホールへ変更する場合は、敷地の外周部に幅 2 メートル以上の緑地帯を設置すること。</p> <p>第 6 ～ 第 7 (略)</p>	<p>提案基準 6 既存建築物の用途変更の取扱いについて (平成 18 年 7 月 1 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略) (立地)</p> <p>第 4 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。 (1) (略) (2) セレモニーホール又は別表の C 欄に掲げる用途 (マージャン屋を除く。)へ変更する場合は、にあつては、周辺の居住者から同意を得ていること。 (申請地等)</p> <p>第 5 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。 (1)～(2) (略) 2 セレモニーホールへ変更する場合は、敷地の外周に幅 2 メートル以上の植栽帯を設置すること。 3 工場へ変更する場合は、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。 4 工場へ変更する場合は、敷地の外周に幅 3 メートル以上の緑地帯を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>第 6 ～ 第 7 (略)</p>

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>提案基準 7 既存工場施設等の敷地拡張の取扱いについて (平成 18 年 7 月 1 日施行) 最終改正 令和 2 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略) (申請地)</p> <p>第 4 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通業務施設は、道路幅員 9 メートル (予定建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル未満の場合にあつては、有効幅員 6 メートル) 以上の国道、県道又は市道に接していること。</p> <p>第 5 ～ 第 6 (略)</p>	<p>提案基準 7 既存工場施設等の敷地拡張の取扱いについて (平成 18 年 7 月 1 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略) (申請地等)</p> <p>第 4 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 流通業務施設にあつては、道路幅員 9 メートル (予定建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル未満の場合にあつては、有効幅員 6 メートル) 以上の国道、県道又は市道に接していること。</p> <p>2 工場施設にあつては、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。</p> <p>3 工場施設にあつては、敷地の外周に幅 3 メートル以上の緑地帯を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>第 5 ～ 第 6 (略)</p>

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>提案基準 8 その他特に定めのないものの取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 平成 31 年 4 月 1 日 施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 提案基準 1 ないし 7 及び包括承認基準のいずれにも該当しない事案にあって、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為又は建築物等の建築等について、予定建築物等の位置、用途、規模等を総合的に検討し、特に市長がやむを得ないと認めたものに適用する。</p>	<p>提案基準 9 その他特に定めのないものの取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 提案基準 1 ないし 8 及び包括承認基準のいずれにも該当しない事案にあって、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為又は建築物等の建築等について、予定建築物等の位置、用途、規模等を総合的に検討し、特に市長がやむを得ないと認めたものに適用する。</p>

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>包括承認基準 9 自動車解体業の施設の取扱いについて (平成 16 年 7 月 21 日施行) 最終改正 令和 2 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 (略) (立地)</p> <p>第 2 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 茨城県廃棄物対策課の事前審査を了し、自動車リサイクル法第 60 条第 1 項の解体業の許可を受ける見込みであること。</p> <p>第 3 (略)</p>	<p>包括承認基準 9 自動車解体業の施設の取扱いについて (平成 16 年 7 月 21 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 (略) (立地)</p> <p>第 2 当該施設の立地については、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物部局との事前協議を了し、自動車リサイクル法第 60 条第 1 項の解体業の許可を受ける見込みであること。</p> <p>第 3 (略)</p>

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>包括承認基準 10 大規模な流通業務施設の取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 令和 2 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略) (申請地)</p> <p>第 3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。 (1) 特定流通業務施設は、インターチェンジから半径 5 キロメートルの区域内であって、道路幅員 9 メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、当該道路がその幅員以上で当該インターチェンジまで直結していること。 (2) 指定路線区域内の大規模な流通業務施設は、次のいずれかに該当するものであること。 ア 4 車線以上の国道、県道又は市道の沿道である場合は、当該道路に接していること。ただし、河川、水路等を跨いで当該道路に接している場合は、この限りでない。</p>	<p>包括承認基準 10 大規模な流通業務施設の取扱いについて (平成 13 年 4 月 9 日施行) 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>第 1 (略) (申請者)</p> <p>第 2 申請者は、当該施設を自ら経営する者であること。ただし、建築物の貸借契約等に基づき、継続的かつ適正に経営できることが確実と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>第 3 (略) (申請地)</p> <p>第 4 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。 (1) 特定流通業務施設にあつては、次の要件を満たすものとする。 ア 高速自動車国道等のインターチェンジから半径 5 キロメートルの区域内であること。 イ 道路幅員 9 メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が 9 メートル以上であること。 (2) 指定路線区域内の大規模な流通業務施設にあつては、次の要件を満たすものとする。 ア 4 車線以上の国道、県道又は市道の沿道にあつては、当該道路に接していること。ただし、河川、水路等を跨いで当該道路に接している場合は、この限りでない。</p>

イ インターチェンジから半径1キロメートルの区域内である場合は、道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、当該道路がその幅員以上で当該インターチェンジまで直結していること。

(予定建築物の用途)

第4 (略)

2 指定路線区域内の大規模な流通業務施設は、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車概ね1日平均延べ20回以上発着すると認めたものであること。

第5～第6 (略)

イ 高速自動車国道等のインターチェンジから半径1キロメートルの区域内にあつては、道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が9メートル以上であること。

(予定建築物の用途等)

第5 (略)

2 指定路線区域内の大規模な流通業務施設にあつては、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車概ね1日平均延べ20回以上発着すると認めたものであること。

第6～第7 (略)